

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年2月9日(2024.2.9)

【公開番号】特開2022-61104(P2022-61104A)

【公開日】令和4年4月18日(2022.4.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-069

【出願番号】特願2020-168880(P2020-168880)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月1日(2024.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を実行可能な遊技機であって、

複数の文字により構成される文字情報が付された特定画像を表示可能な画像表示手段を備え、

前記画像表示手段は、回動する回動態様にて前記特定画像を表示可能であり、

前記特定画像が正面方向を向いた態様であるとき、前記文字情報が所定の明度で表示され

前記特定画像が前記正面方向とは異なる第1方向を向いた態様であるとき、前記特定画像が前記第1方向とは異なる第2方向を向いた態様であるときよりも前記文字情報のうち第1部分の明度が高くなるとともに、該第1部分を前記所定の明度で表示し、前記第2方向を向いた態様であるときよりも該第1部分とは異なる第2部分の明度が低くなるとともに、該第2部分の明度が前記所定の明度よりも低くなり、

前記特定画像が前記第2方向を向いた態様であるとき、前記特定画像が前記第1方向を向いた態様であるときよりも前記第1部分の明度が低くなるとともに、該第1部分の明度が前記所定の明度よりも低くなり、前記特定画像が前記第1方向を向いた態様であるときよりも前記第2部分の明度が高くなるとともに、該第2部分を前記所定の明度で表示し、

前記画像表示手段は、前記特定画像を拡大表示した後、該特定画像を縮小して特定位置に表示可能である、

ことを特徴とする遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明による遊技機は、

遊技を実行可能な遊技機であって、

複数の文字により構成される文字情報が付された特定画像を表示可能な画像表示手段を備え、

50

前記画像表示手段は、回動する回動態様にて前記特定画像を表示可能であり、
前記特定画像が正面方向を向いた態様であるとき、前記文字情報が所定の明度で表示され

前記特定画像が前記正面方向とは異なる第1方向を向いた態様であるとき、前記特定画像が前記第1方向とは異なる第2方向を向いた態様であるときよりも前記文字情報のうち第1部分の明度が高くなるとともに、該第1部分を前記所定の明度で表示し、前記第2方向を向いた態様であるときよりも該第1部分とは異なる第2部分の明度が低くなるとともに、該第2部分の明度が前記所定の明度よりも低くなり、

前記特定画像が前記第2方向を向いた態様であるとき、前記特定画像が前記第1方向を向いた態様であるときよりも前記第1部分の明度が低くなるとともに、該第1部分の明度が前記所定の明度よりも低くなり、前記特定画像が前記第1方向を向いた態様であるときよりも前記第2部分の明度が高くなるとともに、該第2部分を前記所定の明度で表示し、前記画像表示手段は、前記特定画像を拡大表示した後、該特定画像を縮小して特定位置に表示可能である、

ことを特徴とする。

そのような構成によれば、特定画像の表示および文字情報を遊技者に好適に示すことができる。

他の遊技機は、遊技を実行可能な遊技機であって、

第1特殊画像（例えば、付加クリスタル（第1破片画像））と、第2特殊画像（例えば、飛散クリスタル（第2破片画像））と、特定画像とを表示可能な画像表示手段を備え、前記画像表示手段は、

前記特定画像を前記第1特殊画像によって装飾する態様にて表示し、

前記特定画像を拡大表示した後、該特定画像を縮小して特定位置（例えば、画像表示装置5の表示領域の略中央）に表示し、

前記特定画像を拡大表示するとき（特定画像を拡大表示する拡大タイミングであってもよいし、該拡大タイミングに関連づいたタイミングであれば、該拡大タイミングの前後所定期間中のタイミングであってもよい）、前記第2特殊画像を複数飛散する態様にて表示する（図8-4（11）（12）参照）、

ことを特徴とする。

そのような構成によれば、特定画像を拡大表示するときと縮小表示するときとで運動性を高めることができる。

10

20

30

40

50